

科学研究費助成事業(科学研究費補助金)研究成果報告書

平成25年5月30日現在

機関番号: 3 4 3 1 0 研究種目: 若手研究(B) 研究期間: 2010~2012 課題番号: 22730097

研究課題名(和文) 資本市場法的規律による企業結合法制構築の意義と限界

研究課題名(英文) Significance and limits of building rules on corporate groups by capital market regulations

研究代表者

舩津 浩司 (FUNATSU KOJI) 同志社大学・法学部・准教授 研究者番号:80454479

研究成果の概要(和文):

締出し取引に係る少数株主保護に関して、締出し(買収)の舞台となる資本市場の特性を踏まえたルールの策定の必要性を述べた論文を公表した。また、企業結合法制の構築に当たっては、親会社・子会社双方の利益を考慮に入れつつ企業結合の形成・解消と運営とを一体的に把握する必要性があり、特に子会社少数株主保護に関しては、形成段階の保護として少数株主の退出権などを設けることを検討すべき旨の論文を公表した。

研究成果の概要 (英文):

Main results of this research project are two publications: one of them emphasizes that the character of the capital market where the freeze-out occurs should be reflected in freeze-out rules; the other maintains that sell-out option should be introduced in Japanese law in order to protect minority shareholders.

交付決定額

(金額単位:円)

	直接経費	間接経費	合 計
2010年度	800, 000	240, 000	1, 040, 000
2011年度	900, 000	270, 000	1, 170, 000
2012年度	500, 000	150, 000	650, 000
年度			
年度			
総計	2, 200, 000	660, 000	2, 860, 000

研究分野:民事法学

科研費の分科・細目:法学・民事法学

キーワード:企業結合、企業買収、取締役の義務と責任、資本市場法

1. 研究開始当初の背景

会社をめぐる利害関係者の利害調整を行う国家制定のルールを、「実質的意義の会社法」というならば、そこには、形式的意義の「会社法」のみならず、「金融商品取引法」(以下「金商法」という)をはじめとした資本市場法による規律も一部これに含まれると考えることができると思われる。そして、近年では、資本市場法的な考慮を踏まえた実質的

意義の会社法を模索する研究も盛んとなり つつある。

もっとも、金商法は、実質的意義の会社法 としてのみ捉えることは十分でない。まず、 金商法は実質的意義の会社法(以下、単に「会 社法」という場合、実質的意義の会社法を指 すものとする)とは異なる目的(独自の意義) を有していると考えられる。すなわち、金商 法は、資本市場を規律する法として「投資家」

を保護するための規律を設けていると考え られているところ、仮に金商法を会社法の対 象とする「株主」の利害調整手段として用い るとする場合には、金商法上の保護対象者た る「投資家」の利益と、会社法上保護が必要 であるとされる「株主」の利益とが真に一致 しているか、異なるところはないかを確認す る必要があると考えられる。さらに、会社法 の視点からは、金商法の規制(規整)のみで は保護が抜け落ちる利害関係者がありうる 点が問題となる。具体的には、金商法の規律 が投資家として主として念頭に置いている 株主保護に傾斜した場合には、他の利害関係 者(債権者や経営者など)の利益を損なう可 能性があると考えられることから、金商法を 用いて会社法的な規律を行う場合には、株主 以外の利害関係者の利益との調整をどのよ うにすべきか、そしてそのような調整を金商 法に盛り込むことが可能ないし妥当である かが問題となる。

本研究は、以上のような問題意識を踏まえて、わが国における、資本市場法(金商法(およびそれに関連するソフト・ロー等)を実質的意義の会社法としての機能させることの可否、意義、および限界について、特に近年会社法制上重要な課題であると認識されている企業結合法制(企業結合に係る利害関係者の利害調整ルール)を念頭に置いて検討するものを予定していたものである。

研究代表者は、平成 20-21 年度科研費の助成を受け、企業結合における利害関係者(支配会社株主、従属会社少数株主・債権者等)の保護を多角的に検討していく中で、企業結合法制の設計に当たっては、とりわけ従属会社少数株主の保護を第一に検討すべきるとの思いを強くした。企業結合におけるるとの思いを強くした。企業結合においては伝統的にはドイツのいわる、は、知りないではないではないがあっぱら参照としているが、これは、親会社の指揮を契機として親会社に責任を負わせるという内容に過ず、その実効性には疑問が呈されてきた。

このような形式的意義の会社法(ただし法律名としては株式法(Aktiengesetz))による規律の不備に対しては、企業結合(支配従属関係)の形成時点における従属会社の少数株主保護(いわゆるコンツェルン入口規制)が重要であることが認識されており、とりわけ、資本市場法のひとつである有価証券取得買収法(WpÜG:以下単に「買収法」という)が、会社法的な規律として重要な役割を果たしていることが認識されている(Krause/Pötzsch, in Assmann/Pötzsch/Uwe H. Schneider WpÜG § 35 Rn. 31f.)。わが国においては、企業結合の形成の局面において、金商法上の公開買付け制度が買収対象会社株主の保護に一定の役割を果たすことが認

識されているものの、そのこと自体の当否につき議論があるほか、仮にその妥当性が認められたとしても、現在の金商法による手当では保護のレベルは必ずしも十分であるとは言い難く、資本市場法のさらなる活用により利害関係者保護を実現する余地があると考えるに至った。

また、研究代表者が上述の平成 20-21 年 度科研費により検討を行った結果、現時点 では、企業結合における(従属会社) 少数 株主保護に関して会社法的な実体的規定を 置くとするならば、入り口段階での保護(全 部買付義務等) に加えて、少数株主に退出 権を認めるべきであるとの思いに至った。 ところで、近年では、少数株主保護のため の重要な役割を果たしているものとして、 株式買取請求権(会社法 785 条等)や全部 取得条項付株式の取得価額決定(会社法 172条)、さらには一般不法行為に基づく保 有株式の減価に対する損害賠償請求訴訟 (民法 709 条参照) が考えられるところ、 上場会社については、これらの価格決定・ 損害賠償額算定に際しては、株式市場にお ける相場や先行する公開買付価格との関係 がしばしば問題とされることとなる(たと えば、レックスHD事件(最決平成21年5 月 29 日金商 1326 号 35 頁) および日興コー ディアル事件(東京地決平成21年3月31 日金商 1315 号 26 頁) など)。仮に、従属会 社少数株主に退出権を与える方向での会社 法立法を実現する場合には、現行法の株式 買取請求権類似の規律となることが想定さ れることから、(従属会社が上場会社である 場合には)先に述べた市場価格や先行買付 価格とのつながりを意識せざるを得ず、金 商法をはじめとする資本市場法の規律との 棲み分け(先行買付価格との関係の整理) あるいは資本市場法との協働(市場の価格 形成機能への信頼)という問題に正面から 取り組む必要があると考えるに至った。

2. 研究の目的

本研究は、企業結合における関係者の利害調整に関するルールの整備を、金融商品取引法をはじめとする資本市場法的規律により行うことの意義と限界について、ドイツ法やEU 法を中心とした比較法的考察を踏まえて検討することを目的とする。

3. 研究の方法

研究期間の前半においては、わが国の金商 法をはじめとする資本市場法が実質的意義 の会社法として果たしうる機能とその限界 について、調査を行った。また、平成22年 度後半から平成24年度前半に掛けて、ドイ ツに長期滞在する機会があったことから、ドイツおよび EU の立法動向を比較法資料として用いた考察を行った。

4. 研究成果

(1) 平成22年度(2010年度)

平成22年度は、まず、前研究課題(課題番号20730080)から引き続き研究を継続し、本研究課題の対象でもある「企業結合における親会社株主保護」のあり方に関して、近時の議論をフォロー、アップデートし、書籍にまとめて公刊した(舩津浩司『「グループ経営」の義務と責任』(商事法務))。会社法改正論議が高まり、法制審議)が会会社法改正論議が高まり、法制審議)の共活部会(以下「会社法制部会」というの対と、会社法制部会の論議されたところ、会社法制部会の論議されたところ、会社法制部会の論議されたところ、会社法制部会の論議されたところ、会社法制部会の論議されたところ、会社法制部会の論議されたところ、会社法制部会の論議されたところ、会社法制部会の論議されたところ、会社法制部会の論議されたところ、会社法制部会の論議されたところ、会社法制部会の論議された。

さらに、次年度以降につながる研究として、ドイツ資本市場法の研究に着手した。手始めとして、ドイツ有価証券取得・買収法(WpÜG)が定めている、公開買付けによる支配権取得後の締出し手続(WpÜG39a 条以下)における「相当の補償」の意義を、他の制度(公開買付け時の「相当の対価」の意義)との比較や憲法上の財産権の保障との関係に関する論議など参照しつつ調査した。

(2) 平成23年度(2011年度)

平成23年度前半においては、前年度から 引き続き、企業結合における子会社少数株主 保護が必要な典型的局面である締出し規整 のあり方について調査を行った。まず、ドイ ツ法を中心としたヨーロッパにおける締出 し規整のあり方について調査をした。また、 アメリカ法における締出し時の少数株主保 護策として有効であると考えられる対抗買 収の出現機会を確保するという対象会社取 締役の義務について、過去の研究発表を基に しつつも本研究の成果を踏まえて全面的に 書き換えた論文を公表した(舩津浩司「対抗 買収出現機会の確保(一)(二・完)」)。特に、 その結論部分たるわが国の解釈論・立法論の 展開に際して、締出し(買収)の舞台となる 資本市場の特性を踏まえたルールの策定の 必要性を述べるなど、本研究の成果を反映し たものとなっている。

平成23年度後半では、主としてドイツをはじめとしたヨーロッパにおける企業結合法制の今日的展開について調査・研究を行った。折しも、会社法制部会において企業結合に係る法改正の論議がなされていたところ、平成23年12月に法務省民事局参事官室より

「会社法制の見直しに関する中間試案」が出 され、これがパブリックコメントに付されて いたことから、本研究の成果を踏まえてこれ に対する意見を提出する(ただし詳細な内容 は未公表)一方、特に子会社少数株主保護の 立法論について、ヨーロッパにおける議論を 踏まえて、上記中間試案の具体的な問題点を 指摘する論文(舩津浩司「グループ利益の追 求と『親会社の責任』規定」) を公表するな ど、具体的な立法への働きかけを試みた。後 者の論文は、子会社少数株主の保護のみを論 ずる場合であっても、親会社・子会社双方の 利益を考慮に入れつつ企業結合の形成・解消 と運営とを一体的に把握する必要性を訴え ており、中でも、子会社少数株主保護の局面 では、形成段階の保護として少数株主の退出 権などを(資本市場法的規律という手法をも 視野に入れて) 設けることも十分に検討に値 するという結論に至った。なお、上記論文に おいて問題点を指摘した中間試案の該当部 分は、結局立法化が見送られることになった。

(3) 平成24年度(2012年度)

平成24年度前半においては、進行中であ った会社法制部会における改正論議に注目 しながら、前年度において示した結合企業法 制に係る立法論的課題のうち、特に子会社少 数株主保護の問題について検討した。子会社 少数株主保護の問題は積年の会社法的重要 課題であったにも関わらず、結局会社法制部 会の検討の結果実体的な規律を設ける提案 は見送られたが、研究代表者の課題意識から は、従来の学界の理論的関心の高さにもかか わらず、実務上問題となる事例を想定した具 体的な検討がこれまで十分なされてこなか った点が立法提案見送りの一つの要因とな ったように思われたことから、検討の素材を より具体的な問題に絞る形で研究を行った。 具体的には、近時わが国の企業グループにお いて数多く採用されているキャッシュ・マネ ジメント・システム (CMS) を素材として、 主としてドイツ法における CMS を巡る会社法 上の議論を比較法資料として用いて検討を 行った。具体的な成果として平成25年度中 に論文が公表される予定である。

本研究の主要な検討課題の一つは、資本市場法を通じて企業結合に係る会社法的規律を行うことの是非であるが、平成24年度後半においては、かかる規律手法の舞台となる資本市場そのものに係る規律につき、主ととてドイツを中心としたヨーロッパ諸国(お記しているとなるEU)の法的規律に関する場ででの基礎となるEU)の法的規律に関する調査を行った。ヨーロッパにおいては、特にとなってもように見受けられ、これが少数株主保護メカニズムの一つを構成しているとの感触を得た。なお、この調査の成果の一部と

して、平成24年12月開催の大証金融商品取引法研究会において、「ドイツの内部者取引規制—EU法を踏まえて—」と題する報告を行った。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計3件)

- ① <u>舩津浩司</u>、グループ利益の追求と「親会 社の責任」規定、商事法務、査読無、1959 号、2012、pp. 4-15
- ② <u>舩津浩司</u>、対抗買収出現機会の確保 (二・完)、民商法雑誌、査読有、145 巻2号、2011、pp. 201-226
- ③ <u>舩津浩司</u>、対抗買収出現機会の確保(一)、 民商法雑誌、査読有、144 巻 6 号、2011、 pp. 714-761

〔学会発表〕(計1件)

① <u>船津浩司</u>、ドイツの内部者取引規制、大 証金融商品取引法研究会、2012 年 12 月 21 日、於:大阪証券取引所 http://www.ose.or.jp/news/23460

[図書] (計2件)

- ① <u>船津浩司</u>,他、会社・金融・法、商事法務、2013、印刷中
- ② <u>舩津浩司</u>、「グループ経営」の義務と責任、商事法務、2010、441 頁

6. 研究組織

(1)研究代表者

舩津 浩司 (FUNATSU KOJI) 同志社大学・法学部・准教授 研究者番号:80454479